

■ 機 関 紹 介 ■

1. 事業所概要

当協会の前身である鳥取県環境測定事業協同組合は、昭和53年、鳥取県内の中小企業の共同出資により設立され、鳥取県内において作業環境測定事業、環境計量証明事業および労働安全衛生コンサルティングを主な事業として実施してまいりました。

平成10年に社団法人化され、現在では一般社団法人となっています。

2. 事業登録

- ・作業環境測定機関（粉じん，放射性物質，特定化学物質，金属類，鉛，有機溶剤）
- ・計量証明事業所（大気，水質）

3. 事業内容

- ①労働安全衛生法に基づく作業環境測定事業
- ②石綿関連の法に基づく石綿測定事業
- ③労働安全衛生法に基づく局所排気装置等の検査事業
- ④環境関連の法に基づく計量証明事業
- ⑤労働災害防止を目的とする安全衛生診断事業
- ⑥労働災害防止に係る指導事業
- ⑦環境保全に関する調査ならびに知識の普及事業
- ⑧企業・団体等の教育活動および人材育成支援事業

現在、鳥取県内で200社以上の事業場様に会員として入会していただいております。作業環境測定、計量証明のみならず、安全衛生顧問指導、労働安全衛生全般に関するコンサルティング等をさせていただきます。

また、局所排気装置の設計、定期自主検査、行政への届出書類の作成支援なども実施しています。

4. 職員数および資格者数

職員数 10名

- ・第1種作業環境測定士 5名
- ・第2種作業環境測定士 3名
- ・環境計量士（濃度） 2名

- ・環境計量士（騒音，振動） 1名
- ・労働安全・衛生コンサルタント 1名
- ・労働衛生コンサルタント 1名

5. 最近の傾向

法改正により新たに特定化学物質に指定される物質が増え、特定化学物質の測定業務の依頼が増加しています。

近年の新規測定対象物質は管理濃度が低く設定されたものが多く、従来よりもきめ細やかな作業環境管理が必要となっています。

当協会では、測定を通して作業環境の状況を正確に把握し、事業場様に適した作業環境管理の提案ができるよう、分析技術の向上と新たな知識の取得に努めてまいります。

6. 今後の展望

化学物質リスクアセスメントが義務化され、今年6月より施行されます。当協会では、依頼を受けた事業場様の化学物質リスクアセスメントの支援、相談業務にも力を注いでいきたいと考えています。

7. おわりに

当協会は、今年1月に新社屋に移転しました。手狭であった旧社屋に比べ、新しい職場は格段に広く明るく快適になり、職員のモチベーションも上がりました。

新社屋には研修室および実習室を設けました。新たな事業展開として、教育事業の拡充を図ります。

これまで鳥取県内で実施されていなかった産業用ロボットの教示等および検査等に係る特別教育を開始いたしました。

また、企業の要望に応じて、労働安全・衛生コンサルタントによる危険体感教育や、依頼者様のご希望に応じたオリジナルの教育プログラムを提供させていただきます。



(一社)鳥取県産業環境協会

<http://www.tottori-sk.or.jp/>